

## 所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規程に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

所定疾患施設療養費算定状況（2023年4月1日～2024年3月31日）

		2023									2024			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎	人数	0人	0人	1人	0人	0人	1人	1人	0人	2人	2人	1人	0人	8人
	日数	0日	0日	8日	0日	0日	10日	10日	0日	20日	13日	6日	0日	67日
尿路感染症	人数	1人	1人	1人	1人	2人	2人	1人	2人	2人	0人	5人	1人	19人
	日数	2日	10日	5日	8日	14日	11日	8日	20日	17日	0日	34日	10日	139日
带状疱疹	人数	0人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	3人
	日数	0日	0日	0日	0日	10日	10日	0日	0日	0日	0日	0日	10日	30日
蜂窩織炎	人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	2人
	日数	0日	0日	0日	0日	0日	8日	0日	0日	0日	7日	0日	0日	15日
合計	人数	1人	1人	2人	1人	3人	5人	2人	2人	4人	3人	6人	2人	32人
	日数	2日	10日	13日	8日	24日	39日	18日	20日	37日	20日	40日	20日	251日

所定疾患施設療養費（Ⅱ）について

**【算定条件】**

1. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ) 肺炎

ロ) 尿路感染症

ハ) 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

ニ) 蜂窩織炎

2. 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

3. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

4. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

5. 算定する場合にあたっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。

また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。

6. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

7. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

8. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。

介護老人保健施設 岩鷲苑